

大正十一年八月五日

東京市神田区

大正十一年八月五日

大正十一年八月五日

大正十一年八月五日

別紙

町民評定に訴ふ。

今更アボロ、鉄工場に動落したる労働争議の真相を各表し、事の是非を賢明なる町民評定に訴ふるものがある。アボロ鉄工場主は去る十月、事業不振の爲目を以て、時局短縮を以て、事業二月五拾日以上七拾日以上の賃銀値下を断行せんとした。僅少なる収入に依つて生活する吾々労働者には忍び得ざる苦痛である。故に値下を軽減さす、權再々嘆願した。

大然四名を讒首す。然るに工場主は拾八月、大然四名を讒首し、僅か拾四月分の手当を放り去るとしたものである。吾々は此の策謀極まる暴挙に憤慨を以て、大は厚かつたのである。併し能く近事の田舎に解決する事を心より願ふが故に、吾々の誠意を根拠し、理を盡し、文書を呈したのである。然るに工場主は、頻として之に應じ及ぬた。茲に於て吾々は親友の策修に讒首され行く悲惨な姿を見るに忍びず。能く工場主の及有を保すべく去る十月、トリライヤを來行するに至つたのである。

謀極る工場主の態度。然るに工場主は策謀にも十月、金屋兼負に讒首を宣し、能く追脱せられたのである。先に工場主は四名の讒首者に対し、支給した其の手当金が、いともふて吾々の文書に應じ及ぬた。然るに其の教信に堪する金屋兼負、讒首に用する金は、何處から湧いて来たのであるか。工場主は経営